



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 3 1 号 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 発行

目 次

は 県 例 規 集 登 載

【 条 例 】

番 号	表 題	担 当 課 名
4 8	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課
4 9	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
5 0	徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例	未来創生政策課
5 1	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	次世代育成・ 青少年課
5 2	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	国保・自立支援課
5 3	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産業人材育成 センター
5 4	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
5 5	個人情報の保護に関する法律施行条例	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

【 規 則 】

番 号	表 題	担 当 課 名
5 1	徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	グリーン社会推進課
5 2	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課

【規則】

番 号	表 題	担当課名
5 3	徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	未来創生政策課
5 4	徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	産業人材育成センター
5 5	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 1	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 失業者の退職手当の支給に係る退職の日後に事業を開始した職員等が、知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間は、当該退職手当の支給期間に算入しないこととした。

二 職員以外の者を職員とみなして職員の退職手当に関する条例を適用する場合等の勤務日数の要件を緩和することとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会に対する寄附金を令和元年度から令和十年度までの各年度分の個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

一 未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が当該失効の日から五年以内に最初に一般旅券の発給を申請する場合における手数料を定めることとした。

二 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止することとした。

三 この条例は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

一 内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な一般納付金所得等割合、後期高齢者支援金等納付金所得等割合、介護納付金納付金所得等割合等について、所要の改正を行うこととした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）

一 徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができることとし、その使用料の額を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住

宅等の一住戸単位の認定が廃止されたことに伴い、これらの計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額の算定の特例を廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

個人情報保護に関する法律施行条例（条例第五十五号）

一 個人情報取扱事務の登録、閲覧等について定めることとした。

二 保有個人情報の口頭による開示手続について定めることとした。

三 開示請求及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料等について定めることとした。

四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

五 徳島県個人情報保護条例は、廃止することとした。

六 五について、所要の経過措置を定めることとした。

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）

一 公園事業を譲渡する場合の承認の申請の手続、徳島県立自然公園の特別地域内における利用のための規制の対象となる野生動物の生態に影響を及ぼす行為等を定めることとした。

二 自然公園法施行令及び自然公園法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和五年一月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）

一 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）

一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）

一 徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟において利用に供する設備及びその使用料の額を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「」が十八日」を「第十条第二項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務時間を割り振らないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより知事によるその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同

日前の期間における当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

3 改正後の第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第三項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第四項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「令和五年度」を「令和十年度」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第五十号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「二千円」の下に「（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千円）」を加え、同表の十一の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一の九の項の規定は、この条例の施行の日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正後の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合には、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に申請がされている一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、なお従前の例による。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十二号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条第六項二号」を「第九条第六項一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（一般納付金被保険者数等割合）

第十一条の二 算定政令第九条第一項第三号口の一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第七項二号に掲げる数とする。

第十二条の見出し中「一般納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第九条第六項二号イ(2)の一般納付金所得割指数及び同条第七項二号イ(2)」を「第九条第七項二号イ(2)」に改め、「それぞれ」を削る。

第十四条中「第十条第四項二号」を「第十条第四項一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十四条の二 算定政令第十条第一項第二号口の後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項二号に掲げる数とする。

第十五条の見出し中「後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第十条第四項二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び同条第五項二号イ(2)」を「第十条第五項二号イ(2)」に改め、「それぞれ」を削る。

第十七条中「同条第四項二号」を「同条第四項一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第十七条の二 算定政令第十一条第一項第二号口の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項二号に掲げる数とす

る。

第十八条の見出し中「介護納付金納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第十一条第四項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得割指数及び同条第五項第二号イ(2)」を「第十一条第五項第二号イ(2)」に改め、「それぞれ」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十三号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（施設等の利用）」に改め、同条第一項中「（以下「多目的ホール」という。）」を削り、同条第二項中「（以下「在職者訓練棟」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、徳島県立西部テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟及び規則で定める設備を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。

第四条中「多目的ホール又は在職者訓練棟」を「徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール若しくは在職者訓練棟又は徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟若しくは規則で定める設備（以下「多目的ホール等」という。）」に改める。

第五条第三号中「販売」を「営利」に改め、同条第四号中「徳島県立中央テクノスクール」の下に「又は徳島県立西部テクノスクール」を加える。

第六条第一項中「多目的ホール若しくは在職者訓練棟」を「多目的ホール等」に改める。

第八条中「利用の許可を受けた者は、多目的ホール又は在職者訓練棟の施設」を「職業能力開発校の施設、設備」に、「亡失したとき」を「亡失した者」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

区		分		単 位		金 額	
徳島県立中央テクノスクール		多目的ホール		午後			一四、九一〇円
				午前			一一、一八〇円

徳島県立西部テクノスクール	在職者訓練棟	午前又は午後	規則で定める額
		午後	四九〇円
	在職者訓練棟	午前	三七〇円
		午後	八三〇円
		午前	六二〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項の1のイ中「人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分」に改め、同1のロ中「建築物又は」を削り、同表の備考中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とする。

別表第二の一の項中「第十号」を「第六号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）附則第二項に規定する変更の認定の申請（低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）附則第二項に規定する変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十五号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

二 個人情報取扱事務 実施機関が所掌する事務であつて、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄又は消去を伴うものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第三条 実施機関は、個人情報取扱事務であつて、氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を検索することができる状態で記録された個人情報を使用するものを開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報取扱事務の名称

二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- 三 個人情報取扱事務の目的
 - 四 個人情報の対象者の範囲
 - 五 個人情報の記録項目
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
 - 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
 - 3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - 一 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - 二 犯罪の捜査又は公訴の維持に関する個人情報取扱事務
 - 三 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
 - 5 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第五号、第六号若しくは第七号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。
(開示請求書等の記載事項)
- 第四条** 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法第七十七条第一項各号、第九十一条第一項各号及び第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。
- (口頭による開示手続)
- 第五条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、当該保有個人情報の本人は、口頭により当該保有個人情報の開示を求めることができる。
- 2 前項の規定により開示を求めようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示の求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならぬ。
 - 3 実施機関は、第一項の規定により開示の求めがあったときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。この場合において、当該保有個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第六条 法第八十九条第二項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 開示請求及び前条第一項の規定による開示の求めに係る保有個人情報記録された公文書(徳島県情報公開条例(平成十三年徳島県条例第一号)第二条第二項に規定する公文書をいう。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(諮問手続)

第七条 法第一百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第八条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

- 二 法第十五条(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

- 3 前二項の手数料(次項において単に「手数料」という。)の納付の時期及び方法については、実施機関が別に定める。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

(審議会等への諮問)

第九条 実施機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合、法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、実施機関における個人情報取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第十条 知事は、毎年一回、実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県個人情報保護条例の廃止)

2 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)は、廃止する。

(徳島県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める旧個人情報(前項の規定による廃止前の徳島県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。))第二条第二号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前項の規定の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(同条第五号に規定する職員をいう。以下同じ。)である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
その職務上知り得た旧個人情報

二 前項の規定の施行前において、旧実施機関から旧条例第二条第六号に規定する個人情報取扱事務の委託を受けたものが受託した業務又は指定管理者に係る公の施設の管理業務を行う場合において、当該業務に従事していた者
その業務に関して知り得た旧個人情報

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第十三条第一項、第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による請求がされた場合における旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第二十五条第一項又は第二十六条第三項の規定により開示された旧保有個人情報及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第二十五条第一項又は第二十六条第三項の規定により開示された旧保有個人情報について、施行日以後に請求がされた訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧条例第五十条第七項に規定する義務については、附則第二項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるとして体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

する。

- 一 附則第二項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - 二 附則第三項第二号に掲げる者
- 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報と同項の規定の施行後自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 9 施行日前にした行為並びに附則第四項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 10 前三項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
 - 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、旧条例の廃止に伴い必要な経過措置は、別に条例で定める。
(徳島県情報公開条例の一部改正)
 - 12 徳島県情報公開条例の一部を次のように改正する。
第八条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
第十条中「第八条第七号」を「第八条第一号の二及び第七号」に改める。
(徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正)
 - 13 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第四十五条中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第一項」に改める。

号）第六十六条第一項」に改める。

13 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七

号）第六十六条第一項」に改める。

徳島県規則第五十一号

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の三」を「第十九条の四」に、「第十九条の四―第十九条の八」を「第十九条の五―第十九条の九」に、「第十九条の九―第十九条の十二」を「第十九条の十―第十九条の十四」に改める。

第二条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第四条第三項中「まで」の下に「、第十一号」を、「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる」を加え、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、」を「及び」に改め、「及び給排水計画図」を削り、同項第七号中「並びに」を「及び」に、「その内訳」を「内訳」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第十号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十条第二項の協議又は同条第三項の認可に必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第十条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第二項各号に掲げる事項の変更（同項第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第五条第三号から第五号までを削る。

第六条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第十条第六項の協議又は認可に必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第八条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十二条第一項の規定による承認の申請は、公園事業譲渡承継承認申請書（様式第三号の二）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第四条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定のもの優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による徳島県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第十六条の二第一項の表条例第二十一条第三項第十七号に掲げる行為の項中「に掲げる」を「及び第十八号に掲げる」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

第十六条の二第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十一条第三項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第十六条の三を削り、第十六条の四を第十六条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十六条の四 条例第二十一条第三項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における行為の許可基準)

第十六条の五 条例第二十一条第四項の規則で定める基準は、自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号。以下「法」という。)第二十条第三項各号に掲げる行為に係る同条第四項の基準の例による。

第十七条第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「こと」の下に「(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同条第十一号の三中「巢箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巢箱」に改め、同条第十一号の七中「ものに」の下に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部との高さの差が二メートル以下で

あるものに」を加え、同条第十一号の八及び第十一号の九を次のように改める。

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

第十七条第十一号の十一を削り、同条第十一号の十中「電線、電話線及び通信ケーブル」を「電線等及び引込みに要する設備」に改め、同号を同条第十一号の十一とし、同条第十一号の九の次に次の一号を加える。

十一の十 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

第十七条第十一号の十二中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に、「その高さ」を「高さ」に、「を超えない」を「以下の」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（色彩及び形態が、徳島県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十一の十五 県が、徳島県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該徳島県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十七条第十三号を次のように改める。

十三 自家用のために木竹（条例第二十一条第三項第十一号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。第十八号の三及び第十八号の四において同じ。）を択伐すること（塊状択伐を除く。）。

第十七条第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 生業の維持のために必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以下のものに限る。）を伐採すること。

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以下のものに限る。）を伐採すること。

第十七条第十六号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十六の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十七条第十七号の二及び第十八号を次のように改める。

十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十八 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十七条第十八号の十二及び第十八号の十三を次のように改める。

十八の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十七条中第十八号の十五を削り、第十八号の十六を第十八号の十五とし、第十八号の十七を第十八号の十六とし、第十八号の十八を第十八号の十七とし、同条第二十七号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動物植物の保護管理」に改め、同条中第二十七号の二の二を削り、第二十七号の二の三を第二十七号の二の二とし、同条第二十八号から第二十八号の二の二までを次のように改める。

二十八 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十八の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十八の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第十七条第二十八号の二の次に次の二号を加える。

二十八の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十八の二の四 国若しくは地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。第二十八号の九において同じ。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十七条中第二十八号の八の二を削り、第二十八号の九を次のように改める。

二十八の九 国若しくは地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十七条中第二十八号の十から第二十八号の十一の二までを削り、第二十八号の十二を第二十八号の十とし、第二十八号の十三を削り、第二十八号の十四を第二十八号の十一とし、第二十八号の十四の二を削り、第二十八号の十五を第二十八号の十二とし、第二十八号の十六及び第二十八号の十七を削り、第二十八号の十八を第二十八号の十三とし、第二十八号の十九を第二十八号の十四とし、第三十号の十三を削り、第三十号の十四を第三十号の十三とし、第三十号の十五から第三十号の二十九までを一号ずつ繰り上げ、第三十号の三十を第三十号の二十九とし、同号の次に次の七号を加える。

三十の三十 公園管理団体が行う条例第四十六条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

三十の三十一 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）第十五条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の三十二 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例第三十七条第一項に規定する認定回復事業等の実施のために必要な行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規

定による防除の実施のために必要な行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の三十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十七条の三第一号イ中「第十五号、第十六号、第十八号」を「第十一号の十五、第十五号から第十六号の二まで」に改め、「から第十八号の十三まで、第十八号の十五」を削り、「第二十八号の二」を「第二十八号の二の四」に、「から第二十八号の十一まで、第三十号の十三、第三十号の十九又は第三十号の二十八」を「第三十号の十八、第三十号の二十七又は第三十号の三十から第三十号の三十六まで」に改め、同条第二十二号中「の職員」を「若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者」に改め、「巡視」の下に「又は調査」を加える。

第十七条の四第三号ロ中「餌」を「餌」に改める。

第十八条第一号に次のように加える。

又 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル第十九条第一号中「第十一号の十三」を「第十一号の十五」に、「第二十七号の二の三」を「第二十七号の二の二」に、「又は第三十号」を「第三十号又は第三十号の三十から第三十号の三十六まで」に改め、同条第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

第十九条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

第十九条の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十九条の十二第二号中「第四十六条各号に掲げる業務」を「第四十六条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第三号中「第四十六条各号」を「第四十六条第一項各号及び第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としないことその他条例第四十六条各号」を「条例第四十六条第一項各号及び第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、徳島県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第五章中第十九条の十二を第十九条の十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第十九条の十三 条例第四十五条第一項の規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合（以下「森林組合」という。）とする。

第十九条の十一を第十九条の十二とし、第十九条の十を第十九条の十一とし、第十九条の九を第十九条の十とする。

第四章中第十九条の八を第十九条の九とし、第十九条の四から第十九条の七までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第十九条の三の次に次の一条を加える。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第十九条の四 条例第三十四条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（条例第三十四条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第二十条中、「様式第十五号の八、様式第十六号、様式第十七号又は様式第十八号」を削る。

第二十一条中「様式第十九号」を「様式第十六号」に改める。

様式第三号中

変更の内容				変更前	変更後
事項	氏名（名称・代表者の氏名）及び住所	受託者			
		供用期間			
公園施設の管理又は経営の方法	標準的な額	供用開始の予定年月日	年 月 日	年 月 日	年
		工事施行の予定期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日
				着工完了	年 年

変更後		変更前		変更
氏名（名称・代表者の氏名）及び住所		氏名（名称・代表者の氏名）及び住所		
公園施設の構造		公園施設の構造		

様式第3号の2 (第8条関係)

公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

が執行していた徳島県立自然公園における公園事業を承継したいので、
徳島県立自然公園条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
譲渡人の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあつては その代表者の氏名		
譲受人の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあつては その代表者の氏名		
公園施設の 管理又は 経営の方法	経営方法	
	料金徴収	
	供用期間	
譲渡しようとする年月日	年 月 日	
譲渡しようとする理由		
備 考		

様式第四号及び様式第四号の二中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改める。
様式第五号中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

様式第十五号の四及び様式第十五号の五中「(第19条の6関係)」を「(第19条の
7関係)」に改める。

様式第十五号の六中「(第19条の8関係)」を「(第19条の9関係)」に改める。
様式第十五号の七を次のように改める。

様式第15号の7 (第20条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
所 属 名			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
徳島県知事	印		
	写 真		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる徳島県立自然公園条例の条項のうち、「該当の有無」欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

徳島県立自然公園条例の条項	該当の有無
徳島県立自然公園条例第16条第1項	
徳島県立自然公園条例第29条第1項	
徳島県立自然公園条例第33条第2項	
徳島県立自然公園条例第34条第2項	
徳島県立自然公園条例第51条第1項	

注

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 「該当の有無」欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 3 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第十五号の八から様式第十八号までを削り、様式第十九号を様式第十六号とする。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

徳島県規則第五十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

。

別表第二の三徳島県職業能力開発校の長の項第三号中「徳島県立中央テクノスクールの長に限る」を「徳島県立南部テクノスクールの長を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十三号

。 徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「から十一の項まで」を「及び十の項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。

徳島県規則第五十四号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第五条中「別表」を「別表第一」に改め、同条を第三条とする。

第六条を削り、第七条を第四条とする。

第八条中「第十一条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第九条を削り、第十条を第六条とする。

第十一条第一項中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条の二を第八条とする。

第十二条第三項中「様式第二号の二」を「様式第三号」に改め、同条を第九条とし、第十二条の二を第十条とする。

第十二条の三第一項中「様式第二号の三」を「様式第四号」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条の四中「様式第二号の四」を「様式第五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「様式第三号」を「様式第六号」に改める。

第十七条を第二十六条とする。

第十六条の八中「中央校長」を「校長」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条の七中「中央校長」を「校長」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（設備の使用料の額）

第二十三条 条例別表の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

第十六条の六中「中央校長」を「校長」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条の五中「中央校長」を「校長」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条の四中「多目的ホール又は在職者訓練棟（以下「多目的ホール等」という。）を「多目的ホール等」に、「様式第四号」を中央校長」を「様式第七号」を校長」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条の三の見出しを「（多目的ホール等を利用できない日等）」に改め、同条第一項中「徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）及び在職者訓練棟（以下「在職者訓練棟」を「条例第四条に規定する多目的ホール等（以下「多目的ホール等」に、「徳島県立中央テクノスクールの長（以下「中央校長」という。）を「校長」に改め、同条第二項中「多目的ホール及び在職者訓練棟」を「多目的ホール等」に、「中央校長」を「校長」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（利用に供する設備）

第十八条 条例第三条第三項、第四条及び別表の規則で定める設備は、別表第二区分の欄に掲げる設備とする。

第十六条の二を第十七条とする。

別表中「（第五条関係）」を「（第三条関係）」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第十八条、第二十三条関係）

区 分	単 位		金 額
	午後	午前	
自動車塗装ブース	午後	午前	五四円
	午後	午前	七二円
局所排気装置	午後	午前	九円
	午後	午前	一二円
集じん機	午後	午前	一三円
	午後	午前	三一円

様式第一号中「（第10条関係）」を「（第6条関係）」に、「ちよう付欄」を「貼付欄」に改める。

様式第二号中「（第12条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

様式第四号を削り、様式第三号を様式第六号とする。

様式第二号の四中「（第12条の4関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式を

様式第五号とする。

様式第二号の三中「（第12条の3関係）」を「（第11条関係）」に改め、同様式を

様式第四号とする。

様式第二号の二中「（第12条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同様式を様式第

三号とする。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号(第20条関係)
その1

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

徳島県立中央テクノスクール校長 殿

住 所
申請者
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

氏 名
連絡先
電話番号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例第4条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事等の名称)							
利用施設名	利用年月日	利用時間	利用 人数 (人)	利用面	時間帯	使用料 (円)	
多目的ホール	年 月 日()	時 分~ 時 分		全・半			
	年 月 日()	時 分~ 時 分		全・半			
	年 月 日()	時 分~ 時 分		全・半			
在職者訓練棟	年 月 日()	時 分~ 時 分		/			
	年 月 日()	時 分~ 時 分					
	年 月 日()	時 分~ 時 分					
備 考						計	

注 印の欄には、記入しないこと。

様式第7号(第20条関係)
その2

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

徳島県立西部テクノスクール校長 殿

住 所
申請者
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

氏 名
連絡先
電話番号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例第4条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事等の名称)					
利用施設名	利用年月日	利用時間	利用 人数 (人)	時間帯	使用料 (円)
在職者訓練棟	年 月 日()	時 分~ 時 分			
	年 月 日()	時 分~ 時 分			
	年 月 日()	時 分~ 時 分			
設備の利用の有無	自動車塗装ブース 局所排気装置 集じん機 利用しない				
備 考				計	

注 印の欄には、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十五号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項
第四百号から第二百四十九号までを次のように改める。

百四から二百四十九まで 削除

附 則

- 1 この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。
- 2 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第五十号）附則第三項に規定する手数料については、なお従前の例による。

徳島県訓令第十一号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の三徳島県産業人材育成センター所長の項第八号中「第十条」を「第六条」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十二月二十三日から施行する。